

衆議院 第一百八十七回国会 国土交通委員会 議 録 第 三 号

平成二十六年十月二十四日(金曜日)

午後零時十分開議
出席委員

委員長 今村 雅弘君

理事 泉原 保二君 理事 金子 恭之君

理事 坂井 学君 理事 土井 亨君

理事 坂井 学君 理事 荒井 聰君

理事 井上 英孝君 理事 赤羽 一嘉君

理事 秋元 司君 理事 秋本 真利君

理事 井林 辰憲君 理事 池田 道孝君

理事 岩田 和親君 理事 うえの賢一郎君

理事 大塚 高司君 理事 大西 英男君

理事 梶山 弘志君 理事 門 博文君

理事 工藤 彰三君 理事 佐田玄一郎君

理事 斎藤 洋明君 理事 桜井 宏君

理事 白須賀貴樹君 理事 中村 裕之君

理事 根本 幸典君 理事 野田 聖子君

理事 林 幹雄君 理事 前田 一男君

理事 務台 俊介君 理事 山本 公一君

理事 後藤 祐一君 理事 鷺尾英一郎君

理事 岩永 裕貴君 理事 村岡 敏英君

理事 百瀬 智之君 理事 伊佐 進一君

理事 北側 一雄君 理事 坂元 大輔君

理事 西野 弘一君 理事 杉本かずみ君

理事 穀田 恵二君

国土交通大臣 太田 昭宏君

国土交通副大臣 北川イッセイ君

国土交通大臣政務官 うえの賢一郎君

国土交通大臣政務官 大塚 高司君

国土交通委員会専門員 伊藤 和子君

委員の異動

十月二十四日

辞任

國場幸之助君

補欠選任

工藤 彰三君

第一類第十号

国土交通委員会議録第三号

平成二十六年十月二十四日

長坂 康正君 池田 道孝君
宮澤 博行君 根本 幸典君
馬淵 澄夫君 鷺尾英一郎君
樋口 尚也君 伊佐 進一君

同日 補欠選任
池田 道孝君 長坂 康正君
工藤 彰三君 國場幸之助君
根本 幸典君 宮澤 博行君
鷺尾英一郎君 馬淵 澄夫君
伊佐 進一君 樋口 尚也君

十月二十三日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)は本委員会に付託された。

十月二十一日

過疎地公共交通支援に関する陳情書(岡山市北区南方一の八の二九佐々木浩史(第五九号)建設産業に働きやすい環境づくり等を求めることに関する陳情書(兵庫県姫路市安田四の一八木隆次郎(第六〇号)三陸沿岸国道の整備促進等に関する陳情書(盛岡市内丸一〇の一 千葉伝(第六一号)首都圏中央連絡自動車道(圏央道)全線の早期開通を求めることに関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一吉野利明(第六二号)鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入に関する陳情書(那覇市泉崎一の一の一安慶田光男(第六三号)道路交通環境の整備促進等に関する陳情書(青森県弘前市大字上白銀町一の一田中元(第六四号)

道路整備予算の確保等に関する陳情書(長崎県平戸市岩の上町一五〇八の三辻賢治(第六五号)北陸新幹線の整備促進等に関する陳情書(大津市京町四の一の赤堀義次(第六六号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

○今村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣太田昭宏君。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○太田国務大臣 ただいま議題となりました土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成二十六年八月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害においては、住民の避難が迅速かつ的確に行われることが重要であり、そのためには円滑に避難勧告等を発令し、土砂災害に対する警戒避難体制を強化する必要があることが明らかになつたところであります。今後もしつ発生するかわからない土砂災害に備え、国民の命を守るため

には、このような課題に適切に対処し、防災・減災対策を強化していくことが必要です。このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県に対し、基礎調査の結果を公表することを義務づけるとともに、国土交通大臣は、当該基礎調査が法令の規定に違反し、または科学的知見に基づかない場合には、講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うこととしております。

第二に、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想されるときは、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じなければならないこととしております。

第三に、土砂災害警戒区域の指定があつたときは、当該区域ごとに、市町村地域防災計画において、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めることとしております。

第四に、国土交通大臣は、この法律に基づく事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対し、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととしております。

そのほか、これらに関連いたしましたので、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○今村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十九日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十三分散会

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条を「第六条」に、「第六条・第七条を「第七条・第八条」に、「第八条・第二十五条を「第九条・第二十六条」に、「緊急調査及び土砂災害緊急情報(第二十六条・第二十九条)」を「避難に資する情報の提供等(第二十七条・第三十二条)」に、「第三十条・第三十二条」を「第三十三条・第三十七条」に、「第三十三条・第三十七条」を「第三十八条・第四十二条」に改める。

第一条中「重大な」を削る。

第二条中「おいて、」を「おいて」に、「いう。第二十六条第一項」を「いう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項」に、「河道閉塞」を「河道閉塞」に、「第六条第一項及び第二十六条第一項」を「第七条第一項及び第二十八条第一項」に改める。

第三条第二項第三号中「第六条第一項の土砂災害警戒区域及び第八條第一項の」を「第七條第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九條第一項の規定による」に改め、同項第四号中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同項第五号中「第二十六条第一項及び第二十七条第一項」を「第二十八條第一項及び第二十九條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次の一号を加える。

五 第二十七條第一項の規定による危険降雨量

の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

第四条第一項中「第六條第一項の土砂災害警戒区域及び第八條第一項の」を「第七條第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九條第一項の規定による」に改め、同条第二項中「通知しなければ」を「通知するとともに、公表しなければ」に改める。

第五条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第七項から第十項までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十七條中「第十三條第一項、第十六條第三項又は第十九條」を「第十四條第一項、第十七條第三項又は第二十條」に改め、同条を第四十二條とし、第三十六條を第四十一條とする。

第三十五條中「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同条を第四十條とする。

第三十四條第一号中「第二十八條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同条第二号中「第二十一條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第三十九條とする。

第三十三條第一号中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項又は第十七條第一項」に改め、同条第二号中「第十八條」を「第十九條」に、「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第三号中「第二十條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同条を第三十八條とする。

第六章中第三十二條を第三十五條とし、同条の次に次の二條を加える。

(地方公共団体への援助)

第三十六條 国土交通大臣は、第三十一條第二項に規定するもののほか、第七條第一項の規定による警戒区域の指定及び第九條第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づき都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十七條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三十一條中「第二十五條第一項に規定する」を「第二十六條第一項の規定による」に改め、同条を第三十四條とし、第三十條を第三十三條とする。

第二十九條第一項中「第二十六條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、第五章中同条を第三十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(避難のための立退きの指示等の解除に関する助言)

第三十二條 市町村長は、災害対策基本法第六十條第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第二十八條を第三十條とし、第二十七條を第二十九條とし、第二十六條を第二十八條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

(土砂災害警戒情報の提供)

第二十七條 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量(以下この条において「危険降雨量」という。)を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十條第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報(次項において「土砂災害警戒情報」という。)を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域(以下この項において「危険降雨量区域」という。)のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの(危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。)を明らかにしてするものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 避難に資する情報の提供等
第二十五條第二項中「に規定する」を「の規定による」に改め、第四章中同条を第二十六條とする。

第二十四條中「の区域」を「に規定する区域」に改め、同条を第二十五條とし、第二十三條を第二十四條とする。

第二十二條中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項又は第十七條第一項」に、「土地又は」を「土地若しくは」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十一條第一項中「第九條第一項、第十六條第一項、第十七條第二項、第十八條」を「第十條第一項、第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十條第一項中「第九條第一項若しくは第十六條第一項」を「第十條第一項若しくは第十七條第一項」に改め、同項第一号及び第二号中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項又は第十七條第一項」に改め、同項第三号中「第十一條」を「第十二條」に改め、同項第四号中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項又は第十七條第一項」に改め、同条を第二十一條とする。

第十九條中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第二十條とする。

第十八條中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条

を第十九条とする。

第十七条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「第十一条に規定する」を「第十二条の」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第九条第一項の許可」を「第十条第一項の許可」に、「第十条第一項第二号」を「第十一条第一項第二号」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第四項中「第十一条、第十二条」を「第十二条、第十三条」に改め、同条第五項中「規定する」を「の規定による」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「特別警戒区域の」を「第九条第一項の規定による特別警戒区域の」に、「第九条第一項ただし書に規定する」を「第十条第一項ただし書の」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項第一号中「以下」を「第十四条第二項及び第十九条において」に改め、同項第三号中「以下」を「次号において」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「の開発行為」を「に規定する開発行為」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第四項中「第二項に規定する」を「第二項の」に改め、同条第五項、第六項及び第九項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項及び第二項を次のように改める。

市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用しての者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

第七条第三項中「第一項に規定する」を削り、「急傾斜地の崩壊等の」を「急傾斜地の崩壊等が生ずるに」、「避難地」を「における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に」、「住民」を「住民等に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「及び次章を」、次章及び第二十七條に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第七条とする。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によつたものでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであると地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

第六条第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（水防法の一部改正）

第四条 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第一号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第五条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第八号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

（建築基準法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条のうち土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十三条の改正規定中「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

理由

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。